

平成 30 年 2 月 2 日

各 位

会社名

東邦レマック株式会社 代表取締役社長 笠井庄治

代表者名 (東証 JASDAQ

コード番号 7422)

問合せ先

取締役経営企画室長兼管理

本部長兼総務部長 髙野裕一

(TEL. 03 - 3832 - 0132)

株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、平成30年3月16日開催予定の第60回定時株主総会(以下「本総会」といいます。)に、株式併合(以下「本株式併合」といいます。)及び単元株式数の変更等に関する定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所(JASDAQ 市場)に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000 株から100 株に変更することといたしました。併せて、当社株式を株主様に安定的に保有していただくことや中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的として、本株式併合(10 株を1 株に併合)を実施いたします。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成30年6月21日(木)をもって、平成30年6月20日(水)の の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式10株につき1株 の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成 29 年 12 月 20 日現在)	5, 120, 700 株
株式併合により減少する株式数	4,608,630 株
株式併合後の発行済株式数	512,070 株

④効果発生日における発行可能株式総数

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、10 株未満の株式を所有されている株主様 96 名(その所有株式数の合計は 116 株)が株主たる地位を失うこととなりますが、本株式併合の効果発生前に、「単元未満株式の買い取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られない場合は、後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

平成29年12月20日現在の株主構成の割合

	株主数	(割合)	所有株式数	(割合)
総株主	896 名	(100.0%)	5, 120, 700 株	(100.0%)
10 株未満所有株主	96 名	(10.7%)	116 株	(0.002%)
10 株以上所有株主	800 名	(89.3%)	5, 120, 584 株	(99.998%)

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに従い、全ての端数の合計数に相当する数の株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合に伴い、効力発生日(平成30年6月21日)をもって、下記のとおり、発行可能株式総数が変動いたします。

効力発生日前の発行可能株式総数	効力発生日(平成 30 年 6 月 21 日)における 発行可能株式総数
18,000,000 株	1,800,000 株

(6) 株式併合の条件

本総会において、本株式併合に係る議案及び下記「3. 定款の一部変更」に係る議案が原案のとおり承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1)変更の理由

上記「1. (1)株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためです。

(2)変更の内容

平成30年6月21日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3)変更の条件

本総会において、上記「1.株式併合」に係る議案及び下記「3.定款の一部変更」に係る議案が 原案のとおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更の理由

(1) 定款の一部変更の理由

- ① インターネットの普及を考慮し、その利便性向上及び公告手続き合理化のため、当社の公告方法 を新聞広告(日本経済新聞に掲載する方法)から電子広告に変更し、併せてやむを得ない事由によ り電子広告をすることができないときの措置を定めるものであります。
- ② 上記「1.株式併合」及び「2.単元株式数の変更」に伴い、現行定款第6条(発行可能株式総数)及び現行定款第8条(単元株式数)を変更するものです。なお、これらの変更につきましては平成30年6月21日(本株式併合の効果発生日と同日)をもって効力を生じる旨の附則第1条を設け、同日をもって当該附則を削除するものといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

なお、これらのうち、現行定款第6条(発行可能株式総数)及び第8条(単元株式数)の変更並びに附則第1条の新設は、本総会において本株式併合に係る議案及び定款の一部変更に係る議案が原案のとおり承認可決されることを、現行定款第5条(公告方法)の変更は、本総会において定款の一部変更に係る議案が原案のとおり承認可決されることを、それぞれ条件として効力が発生するものといたします。

新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

TH /ニ /シェム	本田中
現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(公告方法)	(公告方法)
第5条	第5条
当会社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う	当会社の公告は、電子公告にする。ただし、事故
	その他やむを得ない事由によって電子公告による
	公告をすることができない場合は、日本経済新聞
	に掲載して行う。
# 0 # 14 - 14	Att o to like to
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条	第6条
当会社の発行可能株式総数は、1,800万株とする。	当会社の発行可能株式総数は、1,800,000株とす
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条	第8条
当会社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	当会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 1	
(新設)	[K4 日]
(利取)	一
	(定款一部変更の効力発生日)
	第1条
	第6条及び第8条の変更は、平成30年6月21日
	<u>をもってその効力が発生するものとする。</u>
	なお本条は、かかる効力発生の時をもって、これ
	<u>を削除する。</u>

4. 日程

取締役会決議日	平成 30 年	2月	2 日	(金)
定時株主総会開催日	平成 30 年	3月	16 日	(金)
公告方法の変更に係る定款の一部変更の効力発生日	平成 30 年	3月	16 日	(金)
株式併合の効力発生日	平成 30 年	6月	21 目	(木)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 30 年	6月	21 目	(木)
単元株式数変更の効力発生日	平成 30 年	6月	21 目	(木)

※上記のとおり、株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成30年6月21日ですが、株式 売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更 され、株価に株式併合の効果が反映される日は平成30年6月18日です。

5. 株主優待について

当社は現在、期末(12月20日)及び中間(6月20日)時点で、それぞれ一定の株式数をご所有の株主様に対して、当社の中心的な商品のうち、1足お選びいただいた商品をお届けする株主優待を提供しておりますが、単元株式数の変更及び株式併合に伴い、優待基準及び品物を次のとおり変更いたします。

<現行基準(平成30年6月20日まで)>

(先行至十 () 次 60 6 万 20 日ま () /	
期末(12月20日)現在	1,000 株以上ご所有
中間(6月20日)現在	3,000 株以上ご所有

<新基準(平成30年12月20日以降)>

期末(12月20日)現在	100 株以上ご所有
中間 (6月20日) 現在	300 株以上ご所有

単元株式数の変更及び株式併合についての Q&A

- Q1. 株式併合とはどのようなことですか。
- A1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式にすることです。 今回当社では、10株を1株に併合いたします。
- Q2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。
- A 2. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買単位 となっている株式数を変更するものです。
- Q3. 単元株式数変更と株式併合の目的はなんですか。
- A3. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、平成30年6月21日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持するとともに、各株主様の議決権の数が減少することがないよう、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。
- Q4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。
- A4. 【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成30年6月20日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた数(1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社の株式の数は、平成30年6月21日付けで、株式併合後株式数に変更されます。なお、株式併合の結果、1に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(具体的なスケジュールは【Q11】のとおりです。)

【議決権について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は 10 分の 1 になりますが、併せて単元株式数の変更(1,000 株から 100 株への変更)を行うため、各株主様の議決権は具体的には以下のとおりとなります。

	効果発生前		効果発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	5,000 株	5個	500 株	5個	なし
例 2	1,033 株	1個	103 株	1個	0.3株
例 3	500 株	なし	50 株	なし	なし
例 4	109 株	なし	10 株	なし	0.9株
例 5	2株	なし	なし	なし	0.2 株

- Q5. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか?
- A5. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様がご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合の結果、株主様がご所有の株式数は、併合前の10分の1になりますが、逆に1株当たりの純資産額は10倍となります。また株価につきましても、理論上は併合前の10倍となります。
- Q6. 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金が減りませんか。
- A 6. ご所有株式数は、10分の1となりましたが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合(10株を1株に併合)を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定です。業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになる配当金の総額が変動することはございません。ただし株式併合により生じた端数株式につきましては、【Q4】に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

- Q7. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。
- A7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買い取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。なお、単元未満株式の買い取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座をお持ちでない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。
- Q8. 株式併合により単元未満株式が生じますが、併合後でも買い取りをしてもらえますか。
- A8. 株式併合後でも、単元未満株式の買い取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続き は、お取引の証券会社または後記株主名簿管理人までお問い合わせください。
- Q9. 今回の単元株式数の変更と株式併合に際して、株主は何か手続きが必要ですか。
- A9. 特段のお手続きは不要です。
- Q10. 株主優待に変更はありませんか。
- A10. 単元株式数の変更及び株式併合後においても、現在の株主優待制度を変わりなくご提供するため、株主優待の基準を次のとおりといたします。

<現行基準(平成30年6月20日まで)>

2 - 1 - 1 - 1 - 7 - 7 - 7 - 7	
期末(12月20日)現在	1,000 株以上ご所有
中間 (6月20日) 現在	3,000 株以上ご所有

<新基準(平成30年12月20日以降)>

期末 (12月20日) 現在	100 株以上ご所有
中間 (6月20日) 現在	300 株以上ご所有

- ※平成30年6月20日(中間)時点での株主様にご提供する株主優待に関しては、現行 基準にて、平成30年12月20日(期末)時点の株主様にご提供する株主優待以降に 関しては、新基準にて、それぞれ実施させていただく予定です。
- Q11. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。
- A11. 単元株式数の変更と株式併合、株主優待に関する主なスケジュール (予定) は下記のとおりです。

平成30年 3月16日 第60回定時株主総会

平成30年 6月18日 東京証券取引所における当社株式の売買単位が100株に変更

平成30年 6月21日 単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日

平成30年 8月中旬 株主様へ株式併合割当ご通知発送

平成30年 9月下旬 端数処分代金の支払開始

※本スケジュールは、平成30年3月16日開催予定の第60回定時株主総会において 株式併合に関する議案及び定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを 前提としております。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人 連絡先

みずほ信託銀行株式会社

車絡先 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)

受付時間 平日 9時~17時